

第9章 大学生 院生の費用・便益・収益率

島 一則（国立学校財務センター）

1. はじめに

国立学校財務センターの課題の1つとして、国立大学の財務・運営に関する助言機能があげられる。この課題を遂行するにあたり、国立大学の財務・運営に関連するデータの収集、整理、検討が必要不可欠な作業となる。本報告では、これらの課題の一環として、国立大学の大学生（以下「学生」）・大学院生（以下「院生」）の費用・便益・収益率、より具体的には以下の3点について明らかにする。

(1) 国立大学・大学院に通う学生・院生各個人が負担している学生生活費（以下「学生費」）の状況。

(2) 彼らが大学卒業・大学院修了後に獲得する経済的便益（以下「便益」：ここでは学歴間生涯所得格差とする）の状況。

(3) 以上の費用・便益の関係からもたらされる国立大学・大学院における教育投資収益率（以下「収益率」）の実態。

なお、国立大学学生・院生の以上3点の経済状況に注目するのは、次の理由によるものである。国立大学の学生・院生は、財務という観点からは、国立大学の教育サービスの消費者であり、国立大学の収入の11.7%を負担する（国立学校財務センター「欧米主要国の大学のファンディング・システム」平成13年8月）主要な財源提供者だからである。これらの大学の財務・運営の基盤となる教育サービスの消費者としての学生・院生のおかれた経済状況を実証的に把握することは、以下に述べる学納付金の設定等も含めた大学財務・運営にとって非常に重要な作業であると考えられる。文部科学省による「新しい「国立大学法人」像について」（中間報告）（平成13年9月）では、学納金の取り扱いについて「国がその範囲を示し、各大学がその範囲内で具体的な額を設定することとする」との案も記されている。これらの学納金水準の設定を検討するうえでも、上記3点を明らかにすることは最低限必要な作業となるであろう。

それでは、下記において、データの制約等もふまえながら、国立大学・大学院における学生・院生の費用、便益、さらには収益率についての基礎的データの整理と算出を行うこととする。

2. 国立大学の大学生・大学院生の費用

2.1. 国立大学生・大学院生の学費・生活費

文部省高等教育局学生課による「平成10年度学生生活調査報告」によれば、国立大学自宅生・下宿生、大学院修士課程自宅生・下宿生、博士課程自宅生・下宿生の学生生活にかかわる支出額はそれぞれ1,085,500円、1,811,800円、1,188,000円、1,878,800円、1,693,300

円、2,233,100 円となっている。ここから明らかになるように、私立と比較して授業料を低額に抑えている国立大学といえども、生活費をあわせると自宅生でも年間 100 万円強、下宿生に関しては 200 万円前後の費用がかかっていることが確認される。前述の「欧米主要国の大学ファンディング・システム」において、「国立大学の学生納付金は、米国州立大学の平均額よりも高く、先進国中最高水準にある」との指摘がなされているが、学生・院生の生活費も含めれば、さらに学生・院生の学費（授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費）・生活費（食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽嗜好費、その他の日常費）（以下学費・生活費をあわせたものを「学生費」とする）負担は大きくなっている。

2.2. 国立大学生・大学院生の支出費目

次に、各支出費目についてまとめた（表 1）。この結果は当然、自宅・下宿、学部・修士・博士によって異なるが、ここからは次の 3 点が注目される。（1）自宅生に関していえば、学部（39.1%）、修士（34.8%）、博士（22.3%）とばらつきはあるものの、授業料が支出のうちでもっとも大きな比率を占めている。（2）次に、下宿生に共通するのは、食費がほぼ 2 割、住居・光熱費が 3 割程度となっており、基本的な生活費で学生費のおよそ半分が占められていることである。（3）最後に、全体に共通していえることは、娯楽嗜好費（趣味、レクリエーション等の費用及び酒、タバコ、間食代等が含まれる）・その他の日常費（被服、通信、交通、交際等上記費目に含まれない日常的な経費がすべて含まれる）の割合が概して高いことがあげられる。これら両者の合計が実質的には娯楽嗜好費として考えられるが、これらの合計はいずれのカテゴリーでも修学費をはるかに上回っている。以上から、確かに 2.1. で指摘したように学生費の水準は高いが、このことが学生・院生の生活をいわゆる「苦学生」としてイメージされる厳しい経済状況に近づけているとはいえない。

表1 国立大学生・大学院生の学生費支出

	国立自宅	国立下宿	修士自宅	修士下宿	博士自宅	博士下宿
授業料	424,500 39.1%	420,700 23.2%	413,300 34.8%	407,900 21.7%	377,500 22.3%	345,700 15.5%
その他の学校納付金	6,800 0.6%	5,900 0.3%	5,200 0.4%	4,100 0.2%	4,600 0.3%	4,100 0.2%
修学費	48,400 4.5%	47,300 2.6%	78,700 6.6%	65,100 3.5%	217,200 12.8%	160,400 7.2%
課活動費	42,000 3.9%	41,000 2.3%	20,600 1.7%	21,600 1.2%	31,900 1.9%	26,400 1.2%
通学費	115,300 10.6%	21,400 1.2%	128,200 10.8%	38,000 2.0%	150,800 8.9%	58,400 2.6%
小計(学費)	637,000 58.7%	536,300 29.6%	646,000 54.4%	536,700 28.6%	782,000 46.2%	595,000 26.6%
食費	129,700 11.9%	363,400 20.1%	189,300 15.9%	421,300 22.4%	298,900 17.7%	519,200 23.3%
住居・光熱費	6,000 0.6%	565,800 31.2%	21,200 1.8%	583,700 31.1%	92,700 5.5%	664,700 29.8%
保健衛生費	36,800 3.4%	38,800 2.1%	39,800 3.4%	39,600 2.1%	60,500 3.6%	58,000 2.6%
娯楽嗜好費	152,200 14.0%	167,200 9.2%	162,300 13.7%	164,400 8.8%	194,900 11.5%	199,400 8.9%
その他の日常費	123,800 11.4%	140,300 7.7%	129,400 10.9%	132,300 7.0%	264,300 15.6%	196,800 8.8%
小計(生活費)	448,500 41.3%	1,275,500 70.4%	542,000 45.6%	1,341,300 71.4%	911,300 53.8%	1,638,100 73.4%
計	1,085,500 100.0%	1,811,800 100.0%	1,188,000 100.0%	1,878,000 100.0%	1,693,300 100.0%	2,233,100 100.0%

2.3. 国立大学生・大学院生の収入費目

最後に、これらの支出を学生・院生がどのような形で賄っているかについてであるが、これをまとめたものが表2である。ここからは次の点が指摘できる。(1) 学部に関しては自宅・下宿ともに上記の学生費を、主として家庭給付により賄っていることが確認される。(2) ただし家庭給付への依存度は修士、博士の順に少なくなり、これに変わって奨学金の果たす役割が大きくなっていることが確認される(23.5%、19.1%、40.5%、39.3%) (3) また、博士に関しては、定職その他による収入が大きくなっている(21.9%、15.7%)

以上をまとめると、学生費支出は学部・修士・博士にかかわらず大きいのが、娯楽嗜好費等への支出割合からすると、以上のことが必ずしも平均的な学生生活を経済的に困難なものにしている様子うかがえない。ただし、以上にみた平均値とは別に、家庭からの給付のみでは修学継続が困難とするものが学部では10%、修士では13.7%、博士17.7%存在することについては十分な注意が必要である。

表2 国立大学生・大学院生の学生費収入

	国立自宅	国立下宿	修士自宅	修士下宿	博士自宅	博士下宿
家庭からの給付	701,500 57.8%	1,455,000 75.0%	602,500 43.1%	1,308,500 64.5%	306,200 13.7%	546,800 21.6%
奨学金	103,800 8.5%	160,800 8.3%	328,900 23.5%	387,000 19.1%	906,200 40.5%	993,400 39.3%
アルバイト	375,600 30.9%	319,500 16.5%	299,900 21.4%	267,300 13.2%	532,600 23.8%	589,200 23.3%
定職その他	33,600 2.8%	5,300 0.3%	167,900 12.0%	65,600 3.2%	490,500 21.9%	397,400 15.7%
計	1,214,500 100.0%	1,940,600 100.0%	1,399,200 100.0%	2,028,400 100.0%	2,235,500 100.0%	2,526,800 100.0%

3. 国立大学の大学生・大学院生の便益

3.1. 高卒者・大卒者・大学院卒者の生涯所得

まず、国立大学の学生・院生の便益を明らかにするためには、高卒者、国立大卒者（以下「大卒」）、国立大学院卒者（以下「院卒」）の生涯所得がそれぞれ明らかにされなければならない。ただし、国立大卒・院卒の平均所得に関する全国規模での信頼性を有する統計データは存在しない。そこで、国立大卒については、『賃金構造統計基本調査』（平成10年）（以下「賃金センサス」とする）の産業計（民・公営計）大卒平均賃金、企業規模別大卒賃金（男性労働者）を用いて、それぞれ国立大学卒業後に平均的な企業規模の会社に就職した場合、大（1000人以上）・中（100～999人）・小企業（10～99人）に就職した場合として、これについて検討することとする。また、国立院卒については、同様に『賃金センサス』の大学教授の賃金を用いて、大学院（修士・博士課程）進学後に大学教員として就職した場合として検討を行う。

なお、以下に示す各生涯所得を算出するのに用いた仮定をここで確認しておく。高卒者（以下「高卒」）に関しては、19歳で就職し65歳まで労働を継続するものとした。大卒に関しては、23歳で就職し、65歳まで労働を継続するものとした。院卒に関しては、修士課程修了後（2年間）博士課程に5年間在籍し、30歳で大学教員として就職し65歳まで労働を継続するものとした。この意味において修士課程・博士課程を通じた大学院の経済的効果について推計したこととなる。なお、理工系における修士課程修了後に就職するケース等については稿を改めることとする。また所得税に関しては『家計調査年報』の世帯主収入と勤労所得税との関係を2次関数で推計し、それぞれの税引き前賃金関数にあてはめることによってこれを調整した。最後になるが、各賃金関数はすべて3次関数によって推計を行ったことをここで確認しておく。

以上の仮定にもとづいて算出した生涯所得（税引後）の額を表3にまとめた。以上からは、高卒の生涯所得は2億3563万円となっており、企業規模によらず大卒の生涯所得は高卒生涯所得よりも大きくなっていることが確認される。また、院卒の生涯所得は3億4971万円となっており、同様に企業規模によらず大卒の生涯所得よりも大きくなっていることが明らかになった。

表3 生涯所得 (税引き後)

高卒	大卒	大卒大企業	大卒中企業	大卒小企業	大学院卒
235,629	304,164	349,102	294,692	246,857	349,705

(単位:千円)

3.2. 国立大学生・大学院生の便益

以上から導き出される各ケースごとの国立大学、大学院の便益（生涯所得格差）についてまとめたものが表4である（この便益の計算にあたり、正確には高卒生涯所得の場合19～22歳分、大卒の場合23～29歳分が除かれなければならないが、ここでは単純に生涯所得格差を便益とした）。ここから、高卒と大卒を比較すると、6854万円の経済的便益が得られることが確認される。これが大学卒業後大企業に就職した場合においては、1億1347万円の経済的便益が得られる。その一方で、大学卒業後に小企業に就職した場合は1123万円しか経済的便益が得られないことになるわけである。また、大学院（修士・博士課程）を経て30歳で大学教員として就職した場合は、大卒と比較して4554万円の経済的な便益が存在することとなる。ただし、大学教員をより多く輩出する国立大学における就職状況を勘案すると、便益の比較は大卒大企業と比較するのが妥当であるかもしれない。この場合には大学院による便益は60万円に過ぎない。

表4 生涯所得格差 (税引き後)

大卒	大卒大企業	大卒中企業	大卒小企業	大学院卒
68,535	113,473	59,063	11,228	45,541

(単位:千円)

4. 国立大学の大学生・大学院生の収益率

最後に、以上の費用と便益との関係にもとづいて、大学、大学院の収益率を算出した（表5）。なお、収益率の算出にあたっては、費用としては学費と放棄所得をとりあげた。この結果、国立大学を卒業し、平均的な企業規模の会社に就職した場合7.2%の収益率が獲得されることが明らかになった（大企業、中企業、小企業に就職した場合は、9.6%、6.1%、1.4%）。また、大学院を修了し大学教員となった場合の収益率は3.1%となっている。ここからは、国立大学、大学院での学生費負担は大きいですが、それらは投資として考えた場合意義のあるものであることがわかる。とくに現在のような経済が低成長となっている時代においては、その経済的効果は少なからぬものであると判断することができる。

表5 収益率

大卒	大卒大企業	大卒中企業	大卒小企業	大学院卒
7.2%	9.6%	6.1%	1.4%	3.1%

5. まとめ

以上において、国立大学の学生・院生の費用・便益・収益率についてデータの制約も踏まえて明らかにしてきた。以下では、これらの知見にもとづいての考察を行うこととする。

国立大学・大学院における学生・院生の学生費負担は大きいですが、便益も同時に存在しており、投資の収益率という観点からは、現在のような低成長の時代においては高い経済的

効果を有していることが明らかになった。学生納付金が先進国中最高水準にありかつそれを賄える便益、収益率が存在するという 2 つの事実をそれぞれ単純に取りあげれば、前者は学納金水準の引き下げという議論につながるであろうし、後者は財務改善のための学納金水準引き上げの検討ということになる。その結果、両者は相互に矛盾するし、学納金水準の引き上げは、教育機会の平等という観点からも大きな問題を含んでいる。実際に学生生活費の上昇、家計の経済状況の悪化などを背景として、大学進学機会の所得階層間格差が拡大傾向にあることが指摘されている（近藤, 2001, 「高度成長期以降の大学教育機会 家庭の経済状況からみた趨勢」、『大阪大学教育学年報』第 6 号）。そこで、国立学校の財務・運営という観点から、上記の 2 つの事実から導き出される方策を相互に矛盾のないものにし、効率と平等という 2 つの観点を取り込んだごく単純なモデルとして提示し、検討に供したい。各国立大学における学納金水準の設定が一定範囲内で自由化された場合、（1）期待される収益率が大きく、高所得階層の学生・院生が高い割合を占める大学では、学納金水準を高める。（2）同時に学納金水準の上昇分の一部を利用して学内奨学金制度を充実する。（3）さらに上昇分の一部を経常的な経費にあてることにより、収入に占める政府支出分を抑制する。（4）期待される収益率が小さく、低所得階層比率が高い大学では学納金水準を抑制する。（5）同時に、政府は高等教育に対する支出の増加を学納付金水準の縮小ではなく、ニードベースの奨学金拡充にむけ、さらには（3）による支出抑制分を同様に奨学金制度の拡充にあてる。

以上は単純に過ぎるモデルであり、実際の奨学金に関しては、それが有利子であるか、無利子であるか、またその利子率の水準等によって効果は大きく異なることなどが考えられる。これらの点についての十分な検討も踏まえて、学納金水準の決定、学内奨学制度・学内資源配分のあり方、さらには学納金水準の標準運営費交付金への反映のさせ方、さらには奨学金制度の拡充等が、今後より詳細に議論されることが必要であろう。

（国立学校財務センター季報 平成 13 年 11 月発行（第 34 号）所収）